

意見書案第3号

教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を図るための2020年度政府予算についての意見書

2018年度から学習指導要領の改訂にともなう移行期間が始まり、小学校においては、外国語活動や外国語科の導入による授業時数の調整や、教材の作成等の対応に苦慮する状況となっている。また、中学校においても部活動指導をはじめ、2016年度の文部科学省の調査では、過労死ラインに達する週20時間以上の残業をした教員が6割近くを占めることを明らかにしている。

学校が抱える課題は、より複雑化、困難化しており、文部科学省も中央教育審議会において、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境の構築を目指し、長時間労働是正についての学校における働き方改革について議論を行っている。

このような課題解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要となっている。

しかしながら、安定した教育活動を全国的に保障するための義務教育費国庫負担制度は、国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の負担は増大した。

子供たちが、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるはずだが、このことは地方自治体の財政を圧迫しており、非正規教職員の増大等、教育条件の格差を生じている。

よって、豊かな子供たちの学びを保障するための条件整備と財源保障は、国の施策として不可欠であることから、逗子市議会は国に対し、2020年度政府予算編成において、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

逗子市議会